

資料 1

第 1 回 竹原市幼児教育・保育あり方検討委員会資料

平成 23 年 7 月 5 日開催

目 次

1	竹原市幼児教育・保育あり方検討委員会委員名簿……………	1
2	竹原市幼児教育・保育あり方検討委員会設置要綱……………	2
3	竹原市幼児教育・保育あり方検討について（諮問）……………	3
4	竹原市第5次総合計画・竹原市次世代育成支援地域行動計画の抜粋……………	4
5	竹原市幼児教育・保育あり方検討委員会スケジュール（予定）…	5
6	公立就学前施設の規模・配置に関する計画（仮称） のすすめ方（予定）……………	6

竹原市幼児教育・保育あり方検討委員会委員名簿

(敬称略, 五十音順)

選出区分	氏 名	要 職 等	備 考
各種団体	池 田 文 昭	竹原市民生委員児童委員協議会主任児童委員 竹原市子育て支援ネットワーク委員会委員	
施設関係者	奥 元 睦 美	竹原市大井保育所長	
施設関係者	鴨 宮 弘 宜	学校法人 本長寺学園 中央幼稚園理事長	
施設関係者	柄 崎 佳 之	社会福祉法人賀茂川福祉会 賀茂川保育所長	
施設関係者	國 竹 鈴 子	竹原市立大乘幼稚園長	
各種団体	佐々木 泰 治	竹原市立中通小学校校長	
保護者代表	城 本 宏 美	聖愛幼稚園保護者代表	
各種団体	竹 下 純 子	竹原市女性連絡協議会副会長	
各種団体	谷 田 裕 彦	竹原市自治会連合会長 竹原市青少年育成竹原市民会議会長	
保護者代表	壇 上 雅 紀	吉名保育所保護者代表	
施設関係者	長 岡 蕙 樹	社会福祉法人 明星福祉会 明星保育園長	
学識経験者	七 木 田 敦	広島大学大学院教育学研究科 附属幼年教育研究施設教授	
保護者代表	長谷川 孔 教	賀茂川保育所保護者代表	
保護者代表	松 原 恵	竹原西幼稚園保護者代表	
保護者代表	森 木 聡 人	竹原西保育所保護者代表	

竹原市幼児教育・保育あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市において、幼児期の子どもの育児をしている人が安心して働くことのできる教育・保育環境の整備・充実と様々な子育て支援サービスの充実を図るため、就学前施設のあり方について総合的な検証を行い、公立就学前施設の規模や配置のあり方及び教育・保育のあり方について検討を行うことを目的に、竹原市幼児教育・保育あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、本市における子どもを取り巻く状況や社会経済情勢の動向及び出生数や保育需要の動向、施設の老朽化の状況などをもとに、幼児教育及び保育のあり方について総合的な検討を行うとともに公立就学前施設の規模や配置のあり方に関しての必要な事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 就学前施設の保護者の代表者
- (3) 住民自治組織の代表者
- (4) 私立保育園及び私立幼稚園の代表者
- (5) 公立保育所及び公立幼稚園の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長に対して提言する日までの期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部福祉課及び教育委員会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。